

令和7年3月教育委員会会議録

【会議に付すべき事件】

- 議案第46号 教育委員会評価委員会委員の委嘱について
議案第47号 令和7年度当初教育委員会事務局職員の異動について
議案第48号 学校運営協議会委員委嘱及び任命について
議案第49号 教育支援センター規則の一部を改正する規則
議案第50号 小学校プール使用規則を廃止する規則
報告第23号 令和7年3月熊取町議会定例会の結果報告について
-

【その他】

- 令和7年度当初教職員人事異動
令和7年度当初教育委員会事務局職員の異動【管理職を除く】
-

日 時 令和7年3月28日（金）午後5時00分から
場 所 役場本館3階 議場

【教育委員会定例会出席者】

教育長	吉田 茂昭
教育委員	土屋 裕睦
教育委員	一ノ瀬由美子
教育委員	向井 暢子
教育次長	巖根 晃哉
理事（生涯学習・図書館担当）	三原 順
学校教育課長	岡本 栄治
学校教育課学校指導参事	上垣 圭市
学校教育課学校指導統括参事	河井 淳
学校教育課学校指導参事	柘屋 知佳
学校教育課学校指導参事	杉田 直哉
学校教育課学校指導参事	杉田 茜
学校教育課学校指導参事	南 宗孝
生涯学習推進課長	大屋 真志
生涯学習推進課文化・スポーツ担当参事	立石 則也
図書館長	原田 貴子
書記	藤原 健祐
書記	松本 麻希

続いて、議案書の2ページ、議案第47号「令和7年度当初教育委員会事務局職員の異動について」事務局から説明願います。

岡本課長。

岡本課長

それでは、議案第47号「令和7年度当初教育委員会事務局職員の異動について」ご説明申し上げます。

議案書の2ページを参照願います。

事務委任規則第2条第1項第8号の規定によりまして、令和7年度当初の教育委員会事務局職員の異動につきまして、次ページ以降のとおりに報告するものでございます。

3ページをご参照願います。

令和7年4月1日付人事異動内示の管理職の異動内示でございます。

今回の異動内容につきましては、3ページと4ページに分かれてございまして、順次説明させていただきたいというふうに思います。

まず、転入、昇任等でございます。

1人目、河井淳は、教育委員会事務局学校教育課学校指導統括参事から教育委員会事務局理事（学校指導担当）として昇任し着任するものでございます。

2行目につきましては、次ページ以降で連動しますので割愛します。

3人目、大屋真志は、教育委員会事務局生涯学習推進課長から、兼熊野交流センター館長として兼務発令があったものでございます。

4人目、義本翼は、教育委員会事務局学校教育課課長補佐兼指導グループ長から昇任いたしますが、次ページに移っていただきまして、3行目のところの後段、変更後というところを参照願います。教育委員会事務局生涯学習推進課文化振興参事兼教育・子どもセンター館長兼公民館長兼文化ホール館長として昇任し着任するものでございます。

そのまま上段、参照願います。

1人目、市野瀬智也は、大阪府教育委員会（熊取中学校）から教育委員会事務局学校教育課学校指導参事として着任するものでございます。

2人目の梅影直子は、大阪府教育委員会（北小学校）から教育委員会事務局学校教育課学校指導参事として着任するものでございます。

続いて、3月31日付で退職する者でございます。

前ページへ戻っていただきまして、後段の表でございます。

教育委員会事務局生涯学習推進課文化・スポーツ参事兼熊取交流センター館長兼教育・子どもセンター館長兼公民館長兼文化ホール館長

であった立石則也が3月31日付で退職をいたします。

次に、4ページに入ってくださいまして、後段のほうでございます。

杉田直哉は、教育委員会事務局学校教育課学校指導参事から大阪府教育委員会に復帰するため退職となります。

以上で議案第47号「令和7年度当初教育委員会事務局職員の異動について」説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願いいたします。

吉田教育長

ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問等はありませんか。よろしいでしょうか。

では、議案第47号「令和7年度当初教育委員会事務局職員の異動について」承認としてよろしいか。

委員全員

(「はい。」の声)

吉田教育長

議案第47号「令和7年度当初教育委員会事務局職員の異動について」承認とします。

次に、議案書8ページ、議案第48号「学校運営協議会委員委嘱及び任命について」事務局から説明願います。

梶屋参事。

梶屋参事

それでは、議案第48号「学校運営協議会委員委嘱及び任命について」ご説明いたします。

議案書8ページをご覧ください。

本議案は、学校運営協議会規則第5条第2項の規定による学校運営協議会委員の委嘱及び任命について、事務委任規則第2条第12号の規定により議決を求めるものでございます。

下の表をご覧ください。

学校運営協議会委員につきましては、まずお一人目、地域住民として河山正氏、お二人目に同じく地域住民として中岡源氏、3人目に学識経験者として阪上貞信氏、4人目、同じく学識経験者として松本直子氏、最後に保護者として中谷省吾氏に、令和7年4月1日より令和8年3月31日の間、委嘱及び任命するものでございます。

以上、議案第48号「学校運営協議会委員委嘱及び任命について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

吉田教育長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問等ありませんか。よろしいですか。

では、議案第48号「学校運営協議会委員委嘱及び任命について」承認としてよろしいか。

委員全員 （「はい。」の声）

吉田教育長 議案第48号「学校運営協議会委員委嘱及び任命について」承認とします。

次に、議案書9ページ、議案第49号「教育支援センター規則の一部を改正する規則」について、事務局から説明願います。

上垣参事。

上垣参事 それでは、議案第49号「教育支援センター規則の一部を改正する規則」について、ご説明申し上げます。

提案理由ですが、令和7年度から教育支援センターの開設日を拡充することに伴いまして、教育支援センター規則において所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案書10ページをご覧ください。

教育支援センター規則の一部を改正する規則の新旧対照表でございます。

改正部分でございますが、第2条第1項第1号です。改正前が、閉所日としまして日曜日、月曜日、水曜日、金曜日及び土曜日となっておりますものが、改正後、閉所日が日曜日と土曜日になっておりますのでございます。

続きまして、第3条でございます。開所時間ですが、これまで午前9時15分から午後5時30分までとしておりましたものを午前10時から午後3時30分までと変更するとともに、「前段の規定にかかわらず開所することができる。」と表現していたものを「開所時間を変更することができる。」という形に変更しております。こちらにつきましては、令和7年度から教育支援センターの開設日をこれまで火曜日、木曜日としておりましたものを平日は毎日開所ということと、実態に合わせた開所時間ということで、変更を行ったものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

吉田教育長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問等はありませんか。

 では、議案第49号「教育支援センター規則の一部を改正する規則」について、承認としてよろしいか。

委員全員 （「はい。」の声）

吉田教育長 議案第49号「教育支援センター規則の一部を改正する規則」は承認とします。

 次に、議案書11ページ、議案第50号「小学校プール使用規則を廃止する規則」について、事務局から説明願います。

 立石参事。

立石参事 それでは、議案第50号「小学校プール使用規則を廃止する規則」についてご説明します。

 11ページをお開きください。

 提案理由でございますが、2月の教育委員会定例会においてご説明いたしました小学校プール使用条例を廃止する条例について、令和7年3月熊取町議会定例会においてご可決いただきましたので、小学校プールでの一般開放業務を廃止することに伴い、一般開放業務の実施に必要な事項を定めた同規則を廃止するものでございます。

 12ページをお開きください。

 附則でございますが、この規則は令和7年4月1日から施行するものでございます。

 以上、議案第50号「小学校プール使用規則を廃止する規則」についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

吉田教育長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問等はありませんか。

 では、議案第50号「小学校プール使用規則を廃止する規則」について、承認としてよろしいか。

委員全員 （「はい。」の声）

吉田教育長 議案第50号「小学校プール使用規則を廃止する規則」は承認とします。

次に、議案書13ページ、報告第23号「令和7年3月熊取町議会定例会の結果報告について」事務局から説明願います。

岡本課長。

岡本課長 それでは、報告第23号「令和7年3月熊取町議会定例会の結果報告について」説明いたします。

13ページをお願いします。

これは、令和7年3月熊取町議会定例会において議決された事項のうち、当委員会に関係のある事項を次のとおり報告するものでございます。

1点目の小学校プール使用条例を廃止する条例の件、2点目の令和6年度熊取町一般会計補正予算（第9号）についてのうち教育委員会に係る分の件、3点目の令和7年度熊取町一般会計予算についてのうち教育委員会に係る分の件につきまして、2月及び3月の定例会で説明してございますので、内容は省略をさせていただきます。

3月5日に熊取町議会に上程をいたしまして、真摯な議論の上、3案件ともご可決をいただいたことを報告いたします。

以上、報告第23号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

吉田教育長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、ご異議、ご質問等ありませんか。

では、報告第23号「令和7年3月熊取町議会定例会の結果報告について」承認としてよろしいか。

委員全員 （「はい。」の声）

吉田教育長 報告第23号「令和7年3月熊取町議会定例会の結果報告について」承認とします。

以上で、本日の会議に付された審議すべき事件が終了いたしました。

土屋委員 先生すみません。ちょっと戻っていただいてもいいですか。

吉田教育長 はい。

土屋委員

申し訳ありません、タイミングを逃しました。

1件質問をさせていただきます。49号の議案の支援センターの規則の一部改正です。提案の理由がセンターの開所日を拡充するという事で、ちょっと見逃したんですが、第3条の時間が短くなりましたよね。このことについて一言触れていただけるとありがたいんですが、開所日を増やしたことによって、利用者さんは多分利便性が高まっているというのは間違いないと思うんですけども、この時間を減らしても、その利便性がちゃんと確保されているんだというようなことが確認できるといいなと思ったんですが。

つまり、9時15分から10時までの来館というのはあまりないんだとか、午後3時半以降の来館はあまりなくて、それよりもこの開所日を増やすことのほうがメリットがあるというようなことのご説明をいただけるとありがたいんですが。お願いします。

吉田教育長

教育次長。

巖根次長

すみません。改正前の規則のところ、センターの開所時間では9時15分から午後5時30分までという形になっておるんですけども、実態としまして、この時間の枠内で実際運用してきた時間が、今度の改正後の午前10時から午後3時30分という形で実際のところは運用しておったというところでございます。今回、7年4月から開所日を2日から5日に拡充するに当たりまして、開所時間を本来の実態に合わせた形にこの規則も改正させていただくというものでございます。

ですから、委員ご指摘のところのもともと5時30分までやっておったところを3時半までにして、その残りの2時間のところのあふれる人がいるかどうかのことは全然心配なく、実態に合わせた規則改正ということでございます。

説明は以上です。

吉田教育長

よろしいでしょうか。

土屋委員

ありがとうございました。

吉田教育長

ありがとうございます。

それでは、ほか何かございませんでしょうか。よろしいですか。
ないようですので、審議を終了いたします。

(その他報告事項)

吉田教育長 続きまして、その他報告事項に入らせていただきます。
では、順次事務局から報告願います。
岡本課長。

岡本課長 『令和7年度当初教職員人事異動P. 5～P. 6より説明』
『令和7年度当初教育委員会事務局職員の異動【管理職を除く】P.
7より説明』

吉田教育長 ありがとうございます。報告は以上でしょうか。ほかに何かござい
ませんか。よろしいですか。
では、ないようですので、これで令和7年3月教育委員会臨時会を
閉会いたします。
どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

閉会 午後5時19分
